

排出量取引入門



平成28年8月
東京都環境局

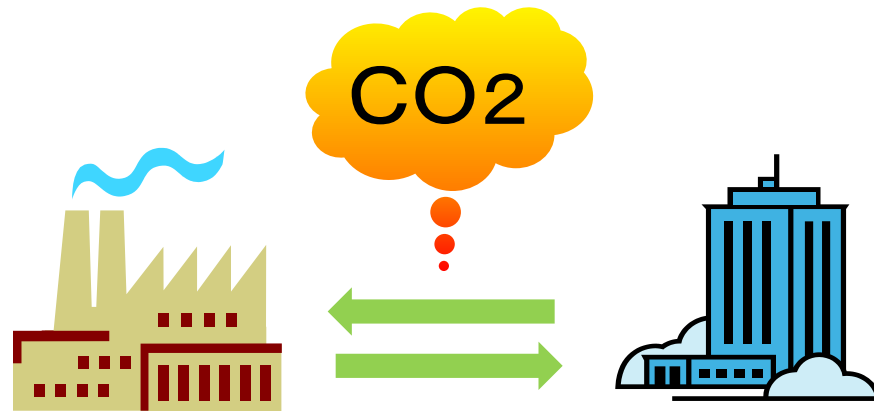


本説明会の内容

1. 排出量取引制度の概要
 - (1) 排出量取引の基本的な事柄
 - (2) 削減量口座簿とは
 - (3) 排出量取引の例
2. 排出量取引に係る各種手続
3. 第2計画期間で実施が予定されている事項
4. 総量削減義務と排出量取引システムについて
5. 関係資料の掲載場所

1 排出量取引制度の概要

1－(1) 排出量取引の基本的な事柄



東京都の気候変動対策～温室効果ガスの総量削減目標～

あるべき姿

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。

産業・業務部門においては、事業者規模の大小にかかわらず、設備機器の効率的な運用・高効率化が進むとともに、低炭素なエネルギーの選択行動がとられている。

目標

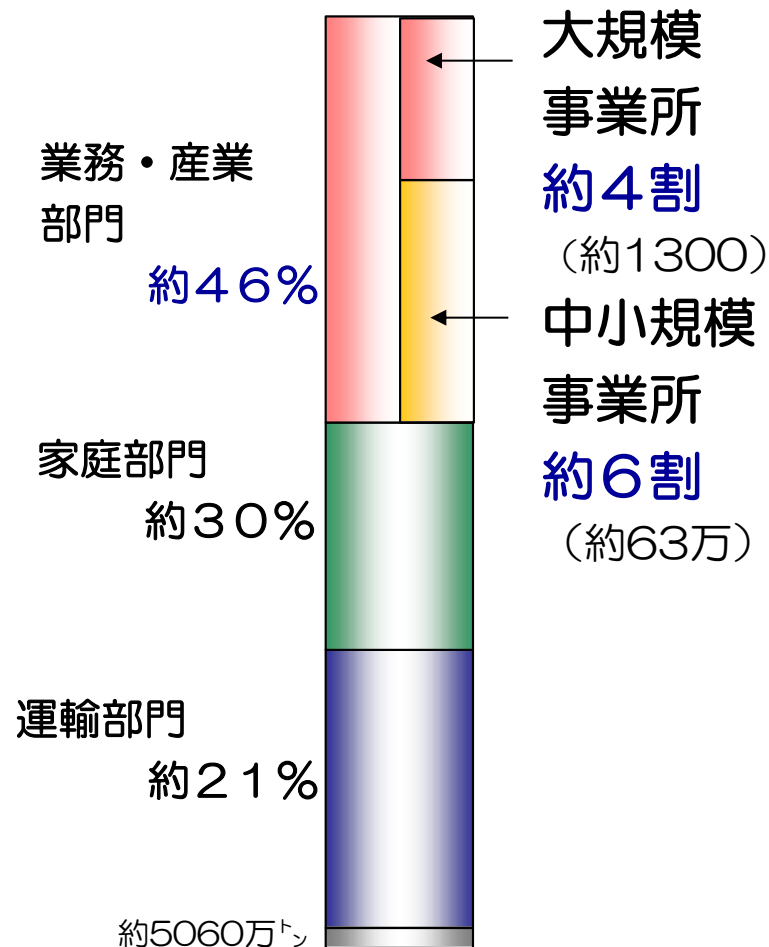


- 東京都の温室効果ガス排出量目標 「2020年までに、25%削減（2000年比）」
 - ・ 2006年12月「10年後の東京」において設定
- 東京都のエネルギー消費量目標 「2020年までに20%、
2030年までに30%削減（2000年比）」
 - ・ 2014年12月「東京都長期ビジョン」において設定
- 東京都の温室効果ガス排出量目標 「2030年までに30%削減（2000年比）」
 - ・ 2016年3月「東京都環境基本計画」において設定
- 東京都のエネルギー消費量目標 「2030年までに38%削減（2000年比）」
 - ・ 2016年3月「東京都環境基本計画」において設定

東京都の気候変動対策

～部門別の対策～

都CO₂排出量（部門別割合）※



大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- 総量削減義務と排出量取引制度

中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小テナントビルの省エネ改修支援

家庭の節電・省エネを進める

- 既存住宅の断熱性能の向上、太陽光発電・太陽熱利用の促進
- 家庭用燃料電池の普及促進 など

自動車部門のCO₂削減

- 燃料電池車、電気自動車など次世代自動車の普及促進
- 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 など

環境都市づくり制度の導入・強化

- 新築建築物の環境性能の評価と公表
- マンション環境性能表示
- 大規模都市開発での省エネ性能の条件化、地域でのエネルギーの有効利用 など

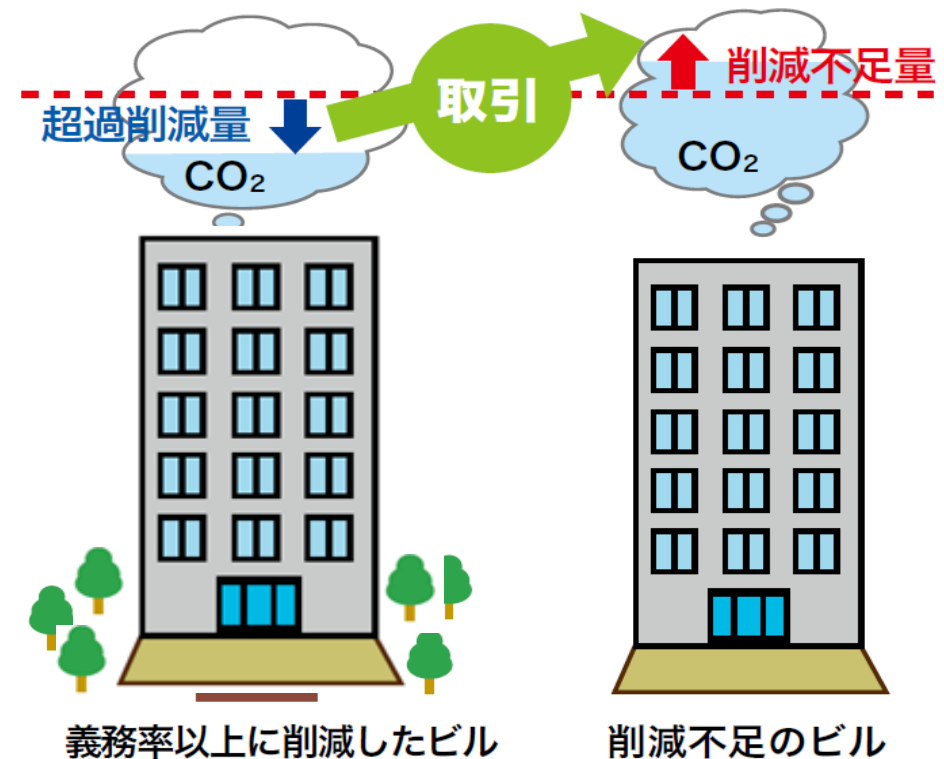
※2013年度速報値（2000年度係数固定）より部門別割合を算出

総量削減義務と排出量取引制度

～制度概要～

- オフィスビル等を対象とする世界初の都市型のキャップ&トレード制度
- 高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進
- 自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、合理的に対策を推進することができる仕組み
- 大規模事業所間の取引に加え、各種クレジットの活用が可能

排出量取引のイメージ



総量削減義務と排出量取引制度 ~削減計画期間~

● 削減計画期間:5年間

第1計画期間：2010～2014年度

第2計画期間：2015～2019年度

● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の後、履行期限となる。

□第1計画期間の整理期間は2015年4月～2016年9月末

□第2計画期間の整理期間は2020年4月～2021年9月末

※ 削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる。



総量削減義務と排出量取引制度 ~削減義務率~

- 対象 約1,300 事業所
- 削減義務率

区 分		第1計画期間	第2計画期間
I-1	オフィスビル等※ ¹ と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%	17%
I-2	オフィスビル等※ ¹ のうち、他人から供給された 熱に係るエネルギーを多く利用している※ ² 事業所	6%	15%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等※ ³)	6%	15%

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

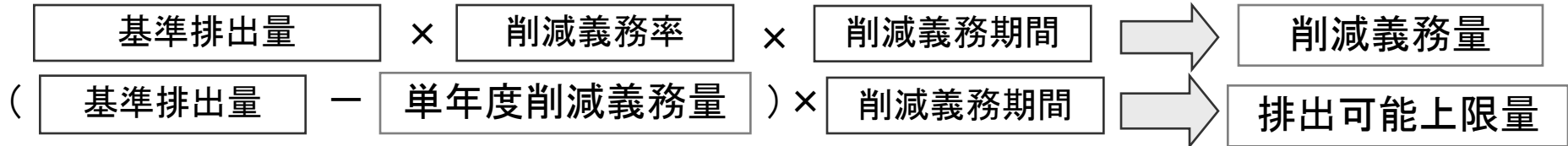
※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

《新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の削減義務率》

- 第2計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、第1期と同等の削減義務率を適用
- 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は第1期の削減義務率を適用し、第2期の残りの期間は第2期の削減義務率を適用

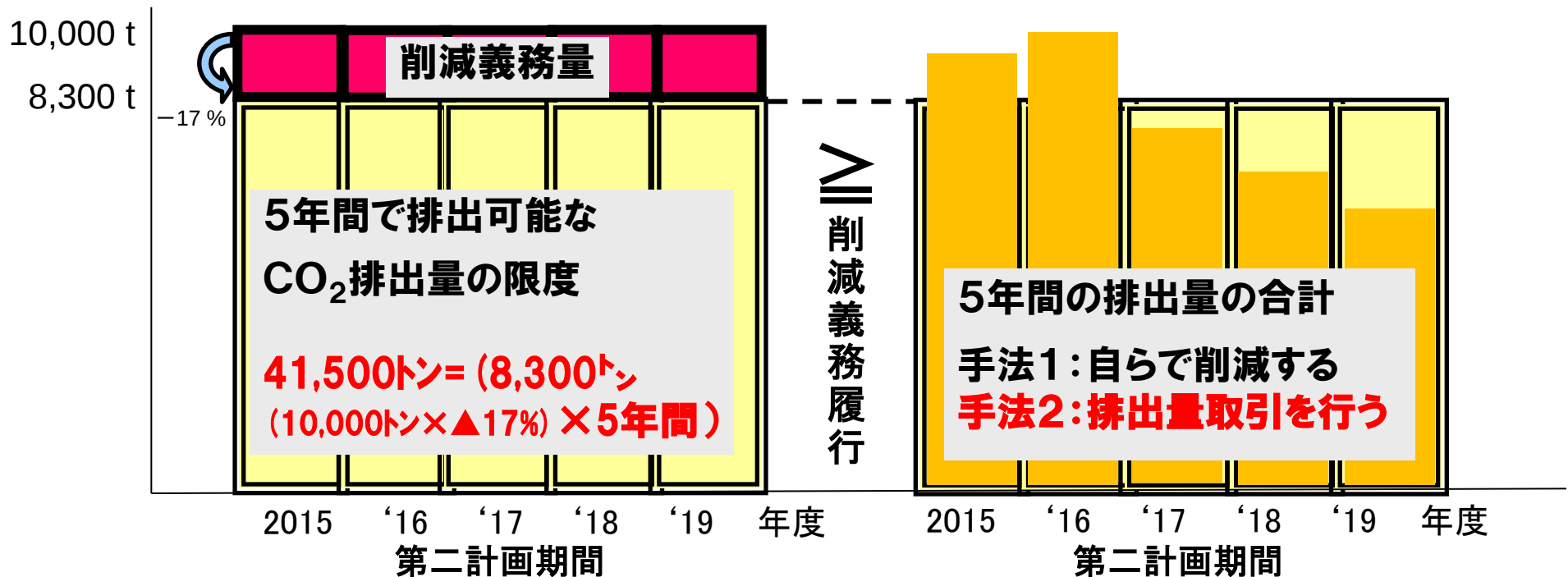
総量削減義務の内容



5年間の排出量を、上記で定まる排出可能上限量以下に

(例)「基準排出量」: 10,000 t

第二計画期間の削減義務率: ▲17%削減 の場合

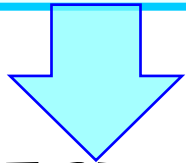


排出量取引の位置付け

「地球温暖化対策指針」の規定

「…事業所において経済的及び技術的に…実施可能な対策の実施により見込まれる削減量を算定した後に、…不足する量について排出量取引を行うという手順で検討するよう努めなければならない。」と対策実施を排出量取引よりも優先するよう決めているが、

一方で、「検討の結果、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、取得する削減量の種類及び取得方法について検討し、**計画的な取得**に努めるものとする。」としている。



 **取引は、削減不足量が確定してから検討すればよいというものではありません。**

 **早い段階から、組織的な検討体制を構築して取引の必要性を判断し、必要な場合は、取得のための準備を進めてください。**

排出量取引では“クレジット”が取引できる

- “クレジット”とは削減対策の実施により得られる温室効果ガスの削減量のこと
- “クレジット”は5種類

- ① **超過削減量**
- ② 都内中小クレジット
- ③ 再エネクレジット
- ④ 都外クレジット
- ⑤ 埼玉連携クレジット

自らの削減義務量以上に削減した場合にクレジットにできるもの

オフセットクレジット

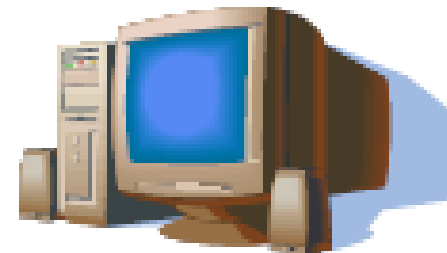


- 第一計画期間のクレジットは、一部の再エネクレジットを除き第一及び第二計画期間の削減義務の履行に利用可能

排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

- 排出量取引の結果は、東京都が管理する「**総量削減義務と排出量取引システム**」という電子システムに記録する。
- 口座簿の記録は、申請等に基づき東京都が行う。
- 口座簿には**2種類**ある。

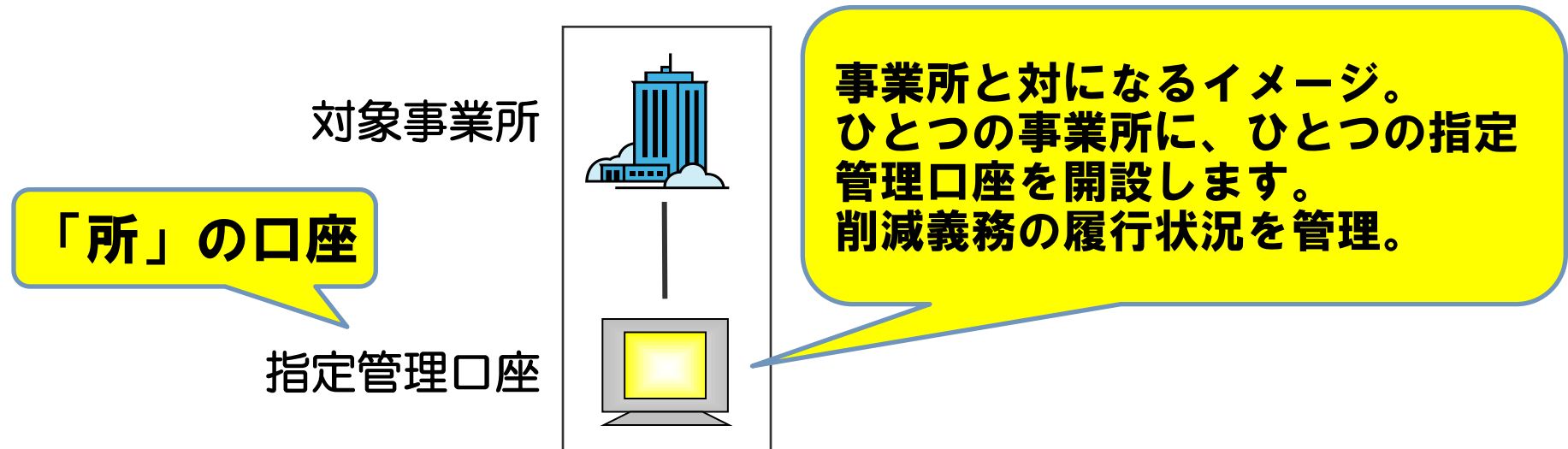
口座簿 { ①指定管理口座
②一般管理口座



排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

【指定管理口座とは】

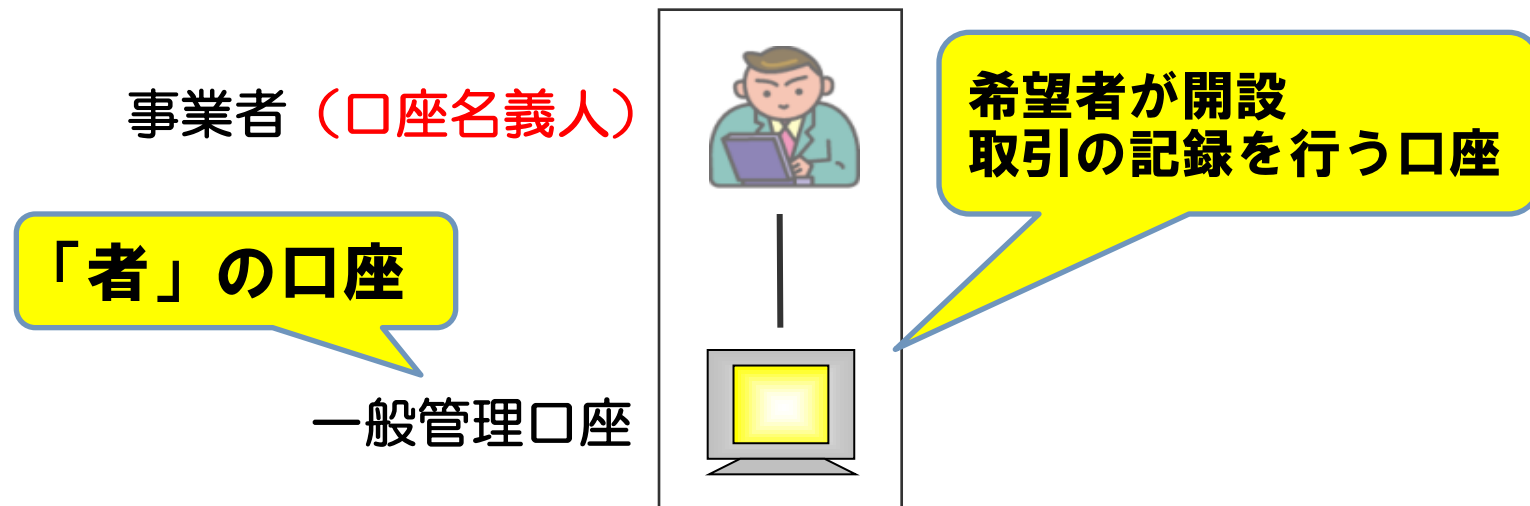
- ◆ 指定管理口座に記録される数値は、対象事業所の排出状況を示す数値である。
- ◆ 2016年10月1日時点で、指定管理口座を未開設の事業所は、知事の職権により指定管理口座を開設し、開設通知により通知する。



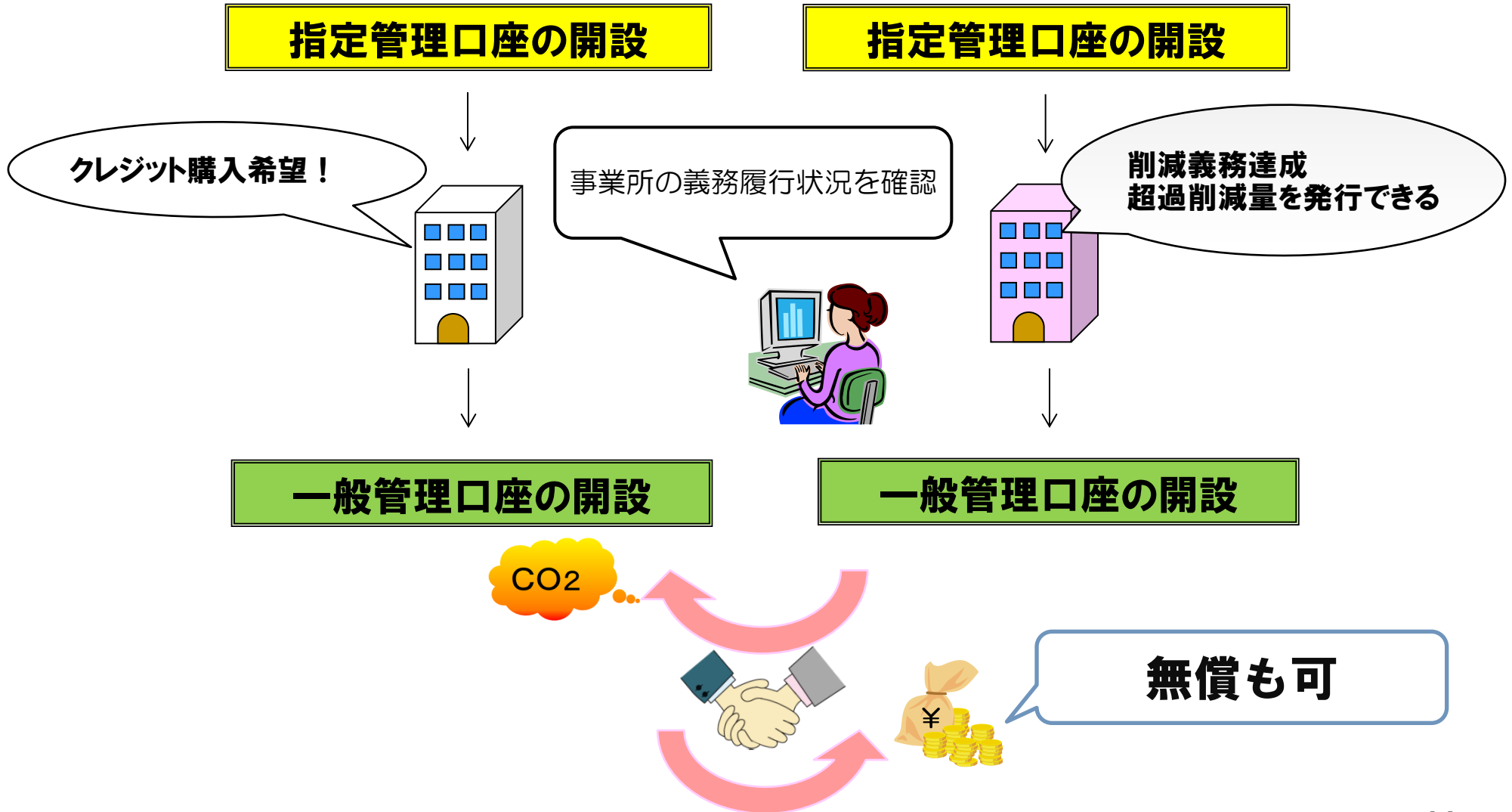
排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

【一般管理口座とは】

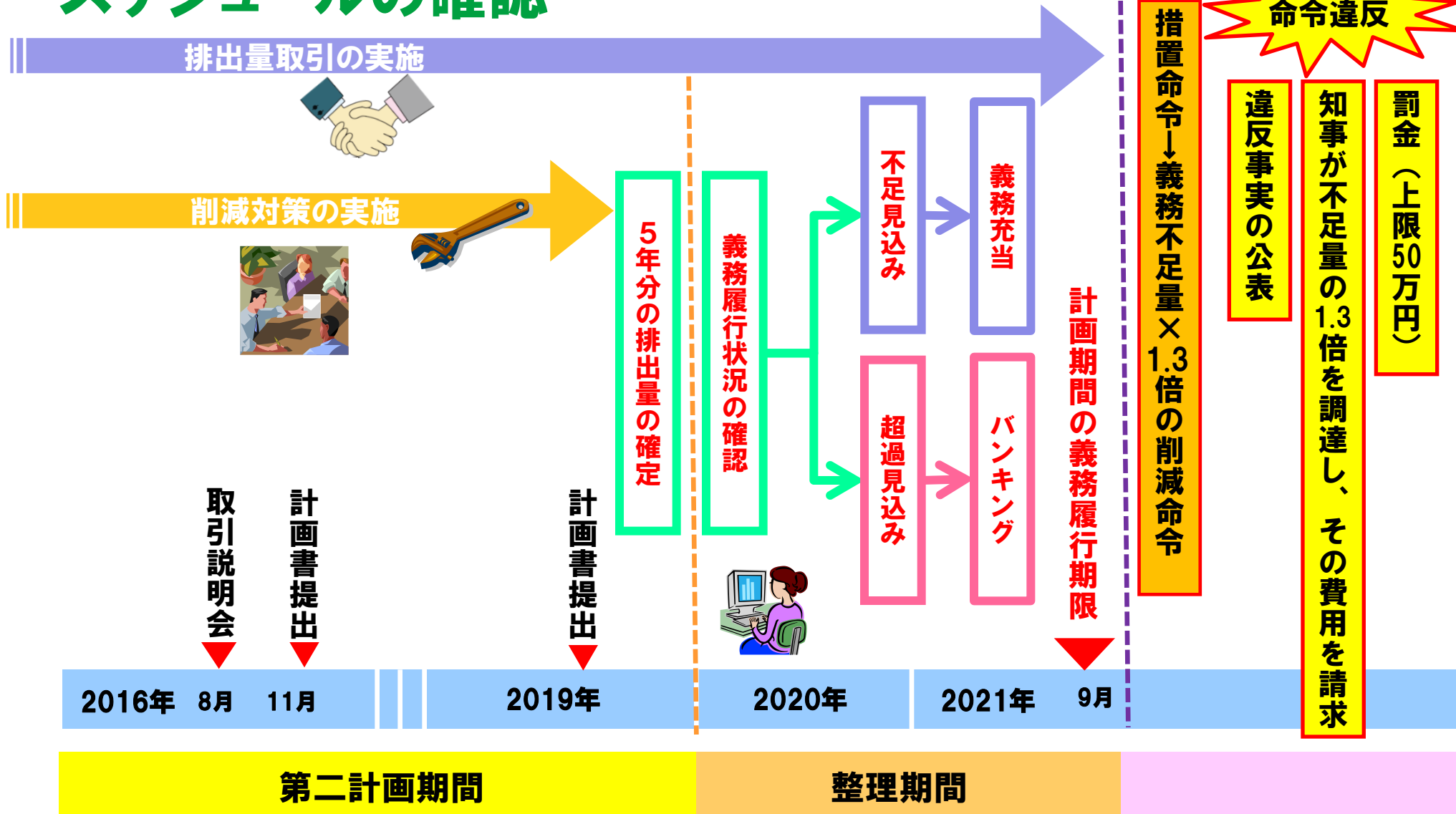
- ◆ クレジットを売却、購入する際（排出量取引）に必要となる。
- ◆ 排出量取引を希望する場合には開設する。



排出量取引の基本概念



スケジュールの確認



スケジュールの確認

排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量の確認

義務履行のためにクレジットを購入する必要があるのか、超過削減量の発行が見込めるのかを確認

2. 口座の開設

排出量取引をする場合、一般管理口座の開設と、指定管理口座との関連付けが必要

3. 調達先の確保

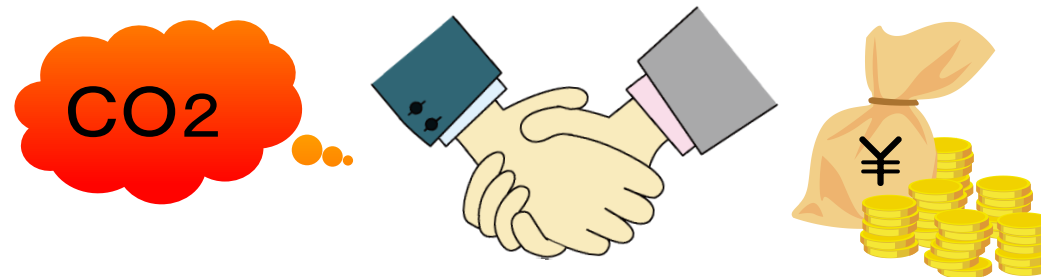
クレジットの購入先を早めに見つけることが必要

4. 計画的な取引の実施

クレジットはすぐに調達できるとは限らない。義務履行までの申請内容に応じて、計画的な手続が必要（申請によって約2～3ヶ月を要する場合がある。）

取引について

- 都の排出量取引は**相対取引**である。
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特
にない。



クレジットの販売先や購入先の見つけ方(1)

●電子システムの見積受付登録事業者照会を利用

見積受付登録事業者照会とは、電子システム内にある掲示板クレジットを売りたい、買いたい方が、取引相手を探すために、自らの情報を東京都のシステムに登録できる。

※一般管理口座を開設している場合に限る。

■ 見積受付登録事業者照会検索結果					
■ 検索結果					
979件の見積受付登録事業者が検索されました。					
			<< 前へ 1 2 3 4 5 次へ >>		
見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取引種別	取引クレジットの種類	連絡先	備考
〇〇株式会社	新宿区〇〇●丁目	購入	都内中小クレジット	東京都〇〇区 △△町1-2-3 03-1234-5678	購入備考〇〇〇
▲▲株式会社	新宿区〇〇▲丁目	購入	再エネクレジット(環境価値換算量)	東京都▲▲区 ●●町1-2-3 03-9876-5432	購入備考〇〇〇

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(2)

●民間のクレジット仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用

排出量取引セミナー
に出展したことのある
クレジットの販売・仲介を
行っている事業者の情報を
公表している。

気候変動対策	
大規模事業所における対策	
制度概要	
排出量取引	
総量削減義務と排出量取引システム	
クレジットの創出	
トップレベル事業所	
テナント事業者	
制度実績の公表	
提出書類	
説明会・講習会一覧	
条例・規則・指針・ガイドライン等	
省エネ・節電対策アンケート	
よくある質問・回答集	
検証機関・検証主任者向け	

[トップページ](#) > [気候変動対策](#) > [大規模事業所における対策](#) > [排出量取引](#)

排出量取引

- [東京都の排出量取引制度に関するアンケート調査の送付について](#) New
- [排出量取引に関する御案内の送付について](#)
- [東京都排出量取引セミナー & マッチングフェア2014 配布資料を掲載しました](#)
- [排出量取引入門パンフレット、制度動画](#)
- [都供給クレジットの販売](#) New
- [排出量取引に関する説明資料](#)
- [簡易義務履行状況確認シート](#)
- [排出量取引運用ガイドライン](#)
- [排出量取引の会計・税務処理](#)
- [排出量取引に関する調査結果\(取引価格の査定結果等\)](#)
- [クレジット販売・仲介事業者](#) ←
- [排出量取引に関する法的な注意事項](#)
- [申請書類](#)
- [排出量取引の実績\(発行量/件数、取引量/件数等\)](#)

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(3)

●公表データの利用

- 「排出量取引実績等の情報」

購入希望の場合

⇒クレジット発行事業者に問い合わせてみる。

販売希望の場合

⇒クレジット発行時にその情報を公表してみる。

- 「計画書のデータ」

排出量データ等を計算し、販売先、購入先候補を検討してみる。

排出量取引に係る情報(2015年〇月)

1 クレジット等の発行

(1) クレジット等の発行量(量の単位はt-CO₂) (平成27年度)

クレジット等の種類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月	
	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数
超過削減量	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
都内中小クレジット	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
再エネクレジット(環境価値換算量)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
再エネクレジット(その他削減量)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
都外クレジット	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
埼玉連携クレジット	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
合計	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
その他の削減量 [※]	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

※ その他の削減量は自らの削減にのみ使用できる(売却不可)。

(2) クレジット等の発行先(平成27年4月1日～〇月31日)

クレジット等の発行先は、発行先口座の口座名義人が希望した場合に限り公表される。

口座番号	事業所の名称(指定管理口座) 口座名義人の名称(一般管理口座)	クレジット等の種類	発行量	発行月
XXX	XXXXXXXX	XXXXXX	XXX	〇月

	A	M	N	O	P	Q	R
1		第01計画期間における削減義務率(%)				排出上限量 (削減義務期間 間合計)(t-CO ₂)	特定温室効果 ガス排出実績 (削減義務期間 間合計)(t-CO ₂)
2	指定番号	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度		
3							
28	0031	8.0	8.0			10,998	6,913
29	0032	6.0	6.0	6.0	6.0	38,205	21,454
30	0033	8.0	8.0	8.0	8.0	25,855	12,682
31	0034	8.0	8.0			10,014	7,516
32	0036	8.0	8.0	8.0	8.0	51,517	21,239
33	0037	8.0	8.0	8.0	8.0	80,445	42,122
34	0038	6.0	6.0			9,582	6,718
35	0039	6.0	6.0	6.0	6.0	17,590	8,652
36	0040	8.0	8.0	8.0	8.0	32,165	15,255
37	0041	8.0	8.0	8.0	8.0	46,338	13,763
38	0042	8.0	8.0	8.0	8.0	171,001	86,883
39	0044	8.0	8.0	8.0	8.0	67,915	30,320
40	0045	6.0	6.0	6.0	6.0	22,715	7,264
41	0046	8.0	8.0	8.0	8.0	31,530	19,786
42	0047	6.0	6.0	6.0	6.0	44,575	18,816
43	0048	8.0	8.0	8.0	8.0	59,650	32,881
44	0049	8.0	8.0	8.0	8.0	20,120	10,204
45	0050	8.0	8.0	8.0	8.0	13,130	7,525
46	0051	9.0	9.0	9.0	9.0	16,610	9,157
47	0052	6.0	6.0	6.0	6.0	40,140	21,254
48	0053	8.0	8.0	8.0	8.0	152,830	82,473
49	0054	8.0	8.0	8.0	8.0	64,850	33,571

公開情報

総量削減義務と排出量取引制度における

指定(特定)地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開して

指定(特定)地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開して

- 対象事業所一覧(Excel)
- 操作マニュアル(対象事業所一覧(Excel)利用者)(PDF)

都が公表する価格情報(1)

- 環境局のホームページで、取引価格の参考値を公表中
- ・都が供給したオフセットクレジットの販売価格
(2015、2016年度の販売実績なし)
- ・クレジットの移転申請書に記載される申告価格
(今年5月開催の取引セミナーにて加重平均値を公表)

対象 クレジット (Cr.)	次の区分ごとに集計 (ア)超過削減量、都内中小Cr.、 都外Cr.、埼玉連携Cr. (イ)再エネCr.(※)今回は対象なし		集計対象となった取引件数 22					
集計期間	平成27年10月から平成28年3月まで		【取引量レンジごとの加重平均】					
集計方法	制度対象事業者が義務履行のために 行った取引のうち、価格記載のあった ものについて、 <u>取引量レンジごとの加 重平均を算出</u>		<table><tr><td></td><td>1,000t 以下</td><td>1,000t 超</td></tr><tr><td>加重平均 (円／t-CO2)</td><td>1,365</td><td>506</td></tr></table> ※取引量は、50t台～10,000t台である。 ※全取引のうちクレジット移転時に価格記載のあった一部の 事案を集計したものであるため、加重平均値として算出し ている数値も現在の取引の実態を示すものではなく、あくま で限られたデータの中での統計値である。		1,000t 以下	1,000t 超	加重平均 (円／t-CO2)	1,365
	1,000t 以下	1,000t 超						
加重平均 (円／t-CO2)	1,365	506						

都が公表する価格情報(2)

- 環境局のホームページで、取引価格の参考値を公表中
- 東京都の調査による査定価格

【査定価格とは】 本制度の対象事業者および利用可能なクレジットの供給事業者を対象にヒアリング調査を実施し、それらがクレジット取引に対してどのような姿勢をとり、どのような取引を想定または希望しているかを探った。その上で、得られた回答から標準的な取引が起こり得る価格帯を推察した。

総量削減義務と排出量取引制度取引価格の査定結果について

クレジット	査定価格帯(円/t-CO ₂)		
再エネクレジット	5,000	～	6,000
超過削減量	1,000	～	2,000

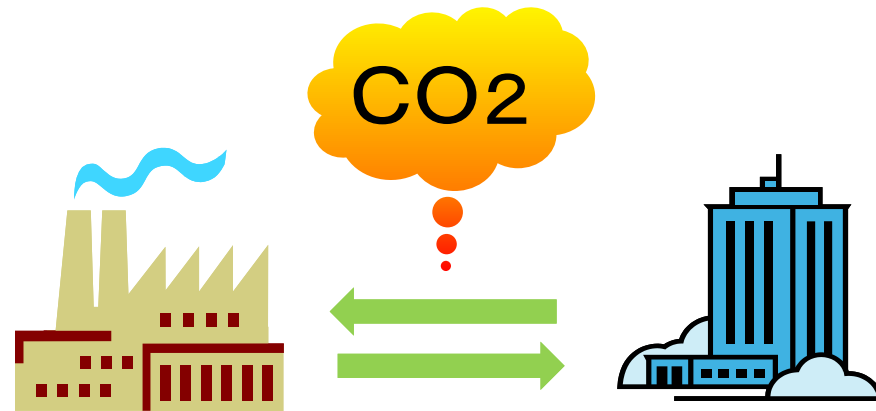
参考)2016年5月23日時点

取引ロット:
1,000t-co²

【重要な留意点】 ここで示す査定価格は標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、取引形態、特に取引ロットの大小によって実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある。自然な考え方として、取引ロットが小さくなる程、価格は高くなると認識される。

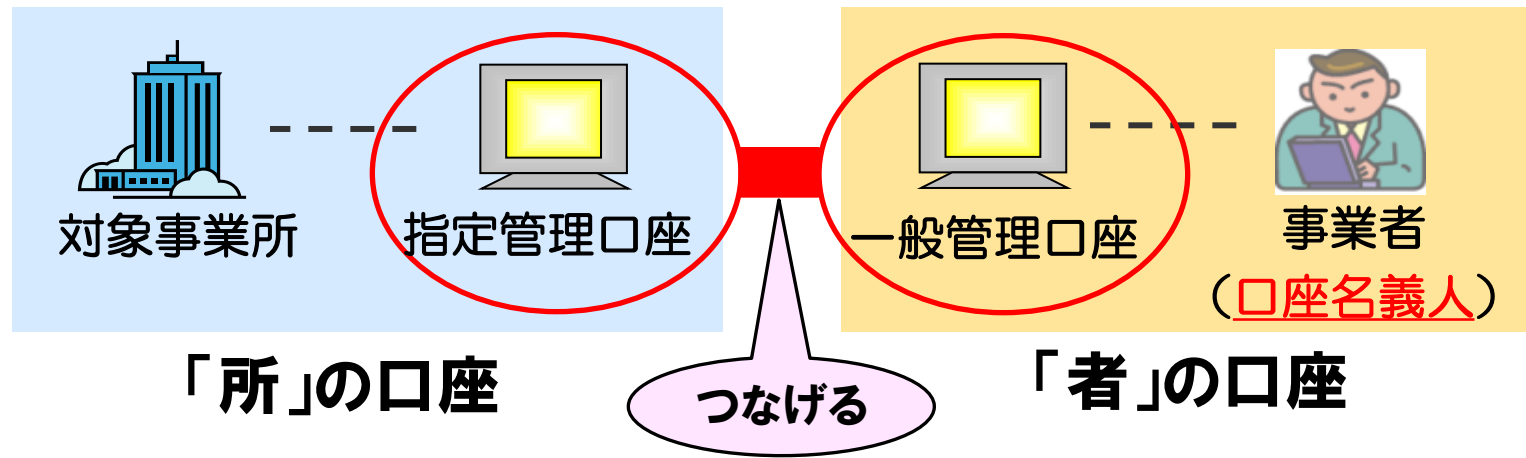
1 排出量取引制度の概要

1－(2)削減量口座簿とは



指定管理口座と一般管理口座の関連付けが必要

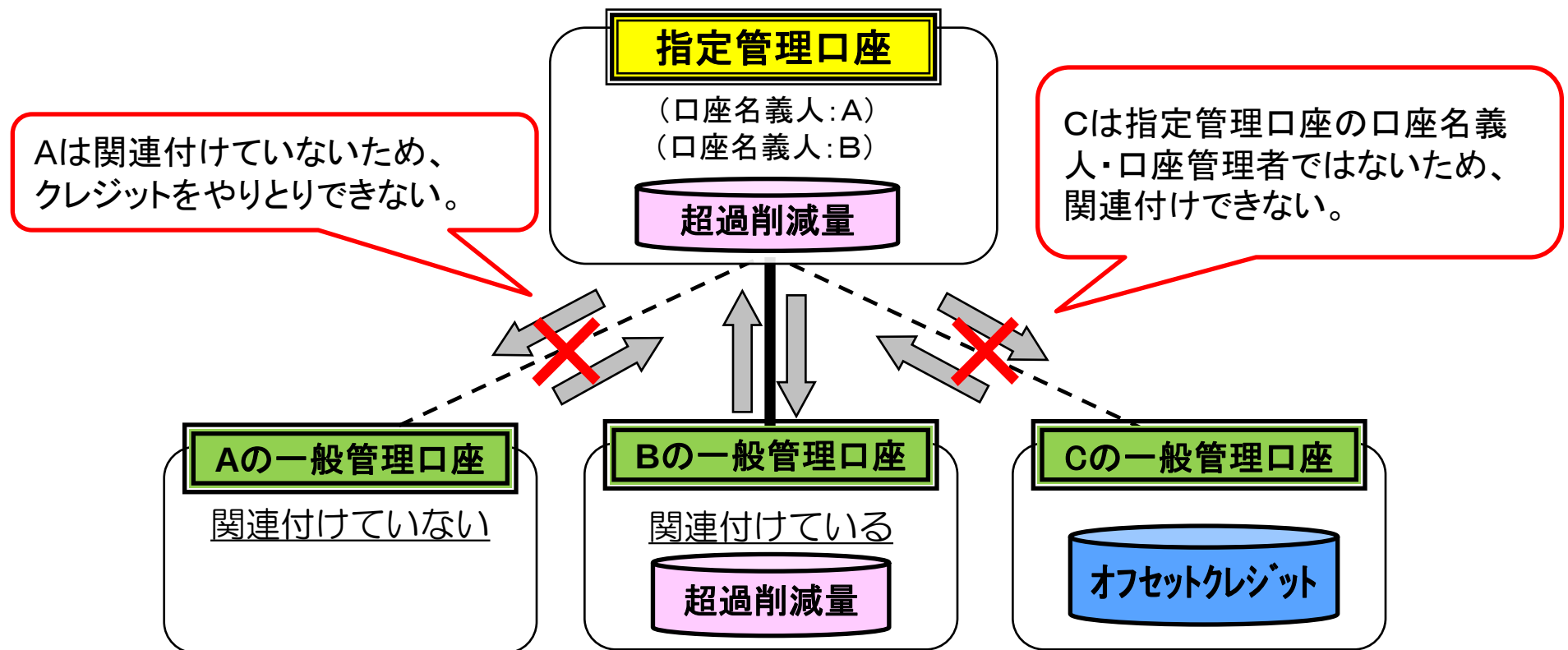
- 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットが移転できるように二つの口座を関連付ける必要がある。



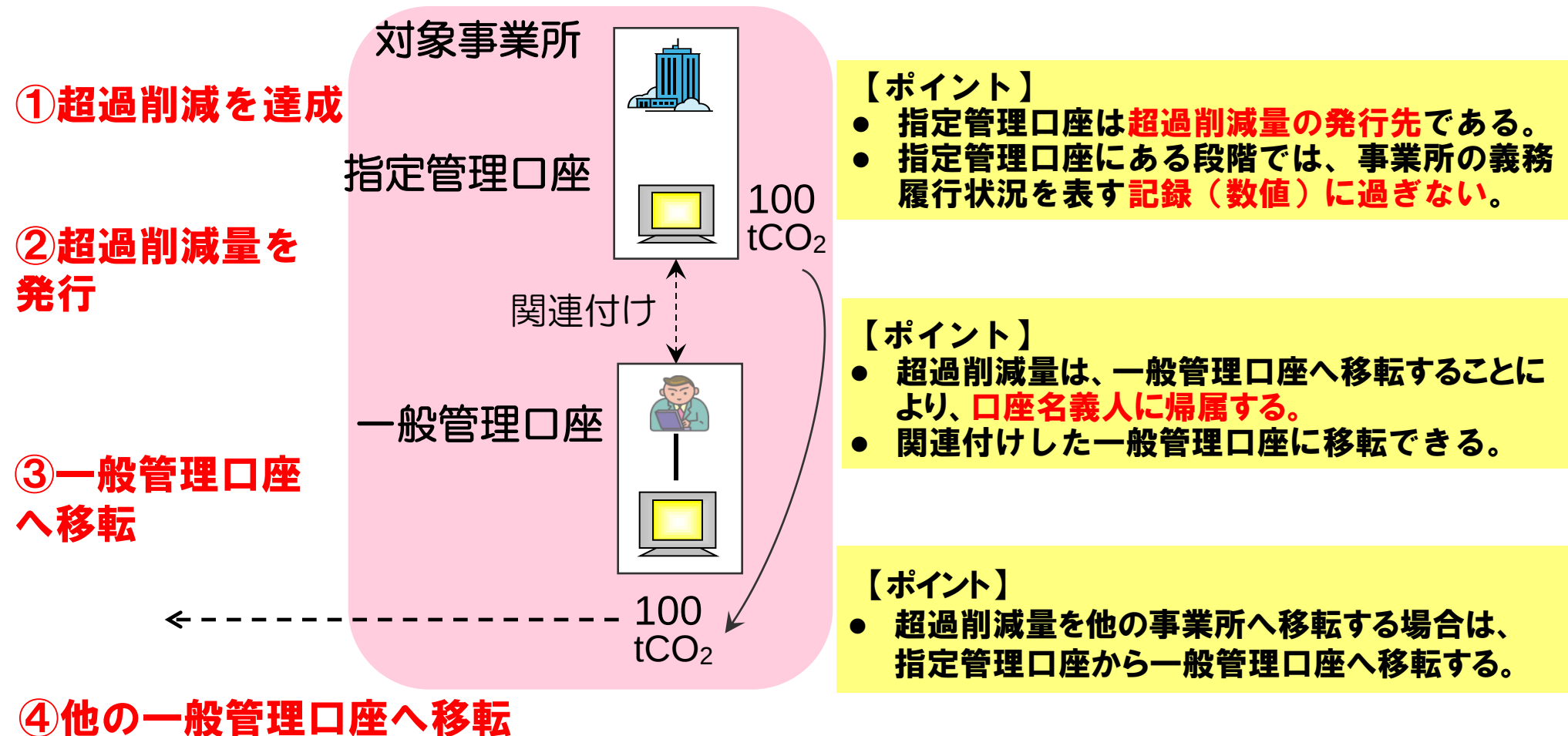
- 一般管理口座開設申請書に必要事項を記入することで、指定管理口座と関連付けを申請できる。

指定管理口座と一般管理口座の関連付けが必要

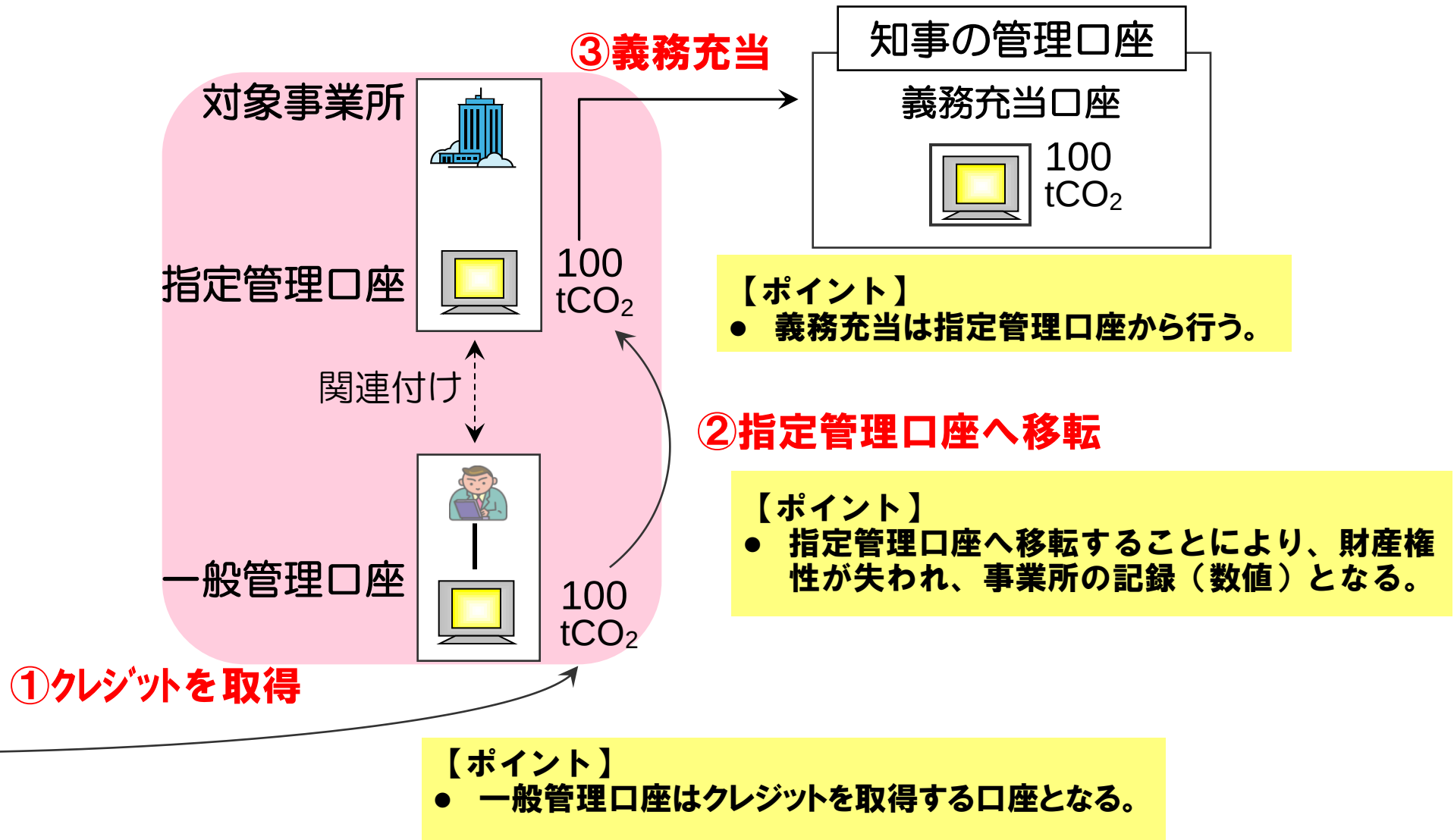
- 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットが移転できるように二つの口座を関連付ける必要がある。



口座の役割(削減量が余る場合)



口座の役割(クレジットを義務履行に使用する場合)

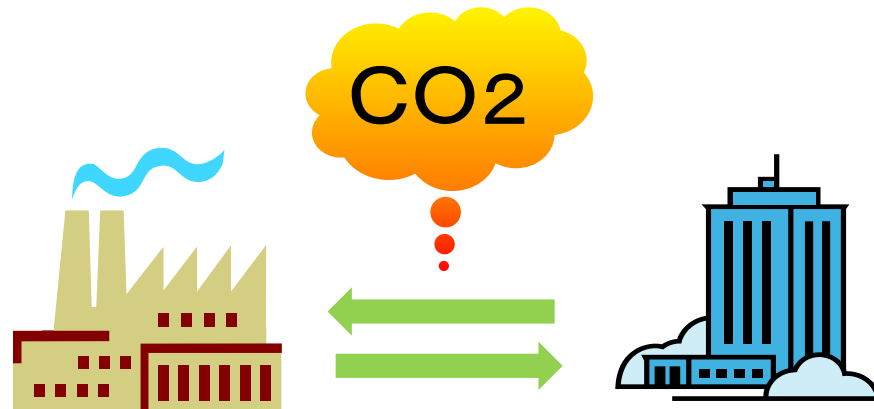


口座間の振替パターン

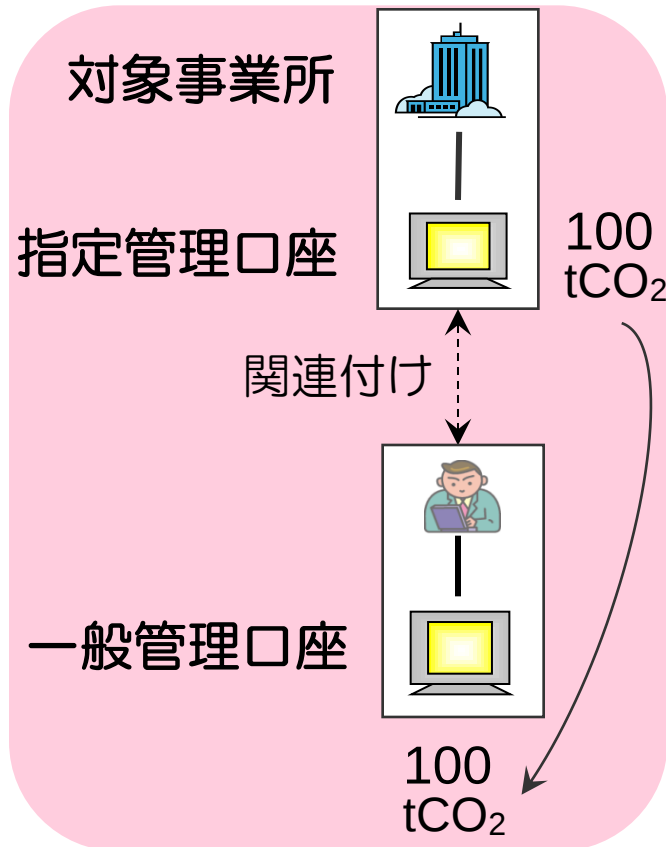
パターン	移転の意味
指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	・ 排出量取引の準備のための移転 ・ 指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間でクレジットの所有者を決めるための移転
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	・ 一般的な排出量取引 ・ クレジットの所有者の記録が変更される。
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	事業所の義務を履行する（義務充当口座へ移転する）ために、まずその事業所の指定管理口座へ移転。 <u>一度、指定管理口座に移転されたクレジットは、一般管理口座へ戻すことはできない。</u>
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	この移転はできない。 必ず一般管理口座を経由しなければならない。 

1 排出量取引制度の概要

1－(3) 排出量取引の例



発行と移転について



【ポイント】

- 発行及び移転は、それぞれに申請書が必要である。

① 超過削減を達成

② 超過削減量100tCO₂を**発行**

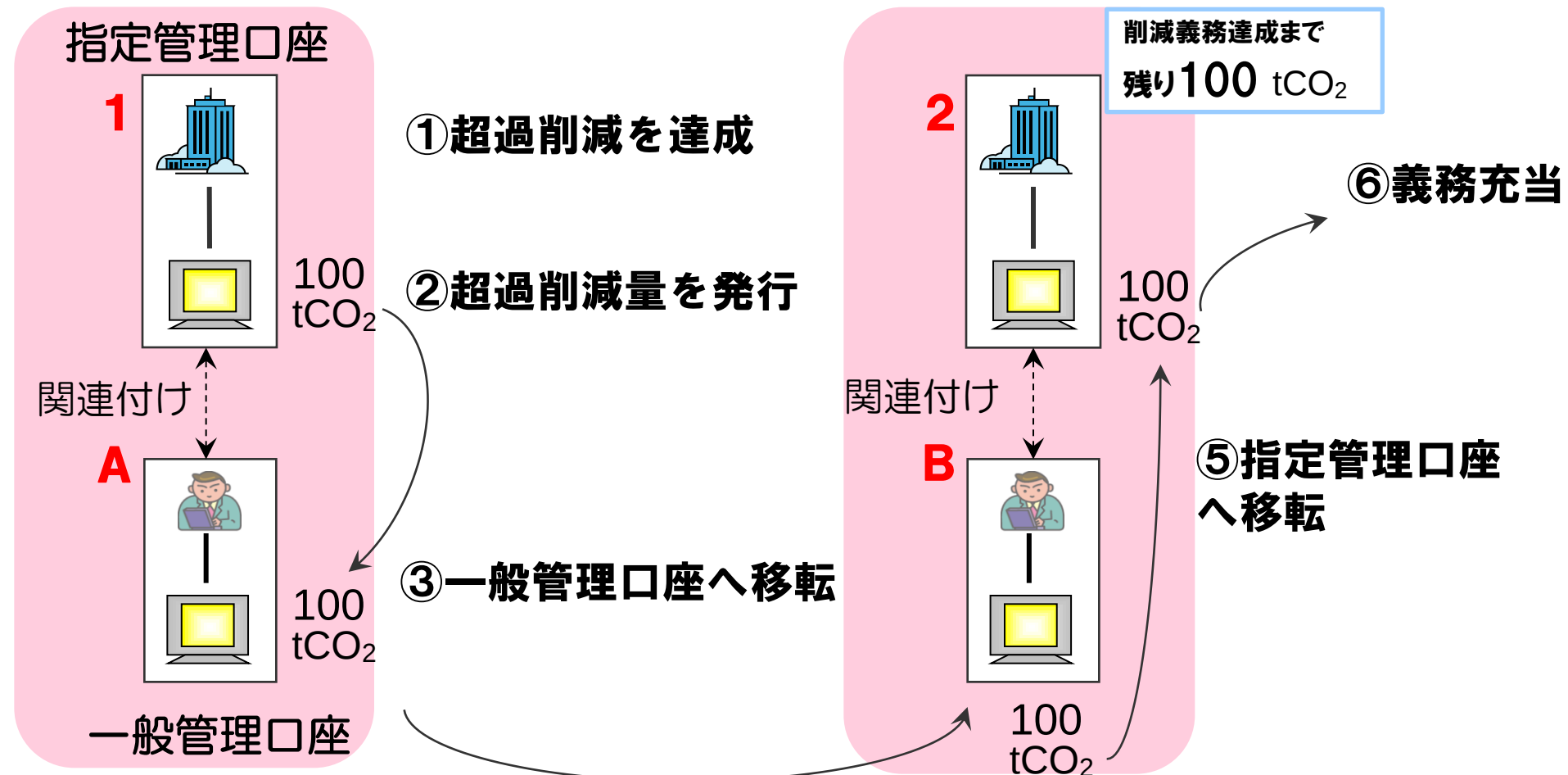
振替可能削減量**等発行等**申請書

③ 一般管理口座へ**移転**

振替可能削減量**振替**申請書

④ 他社の一般管理口座へ**移転**

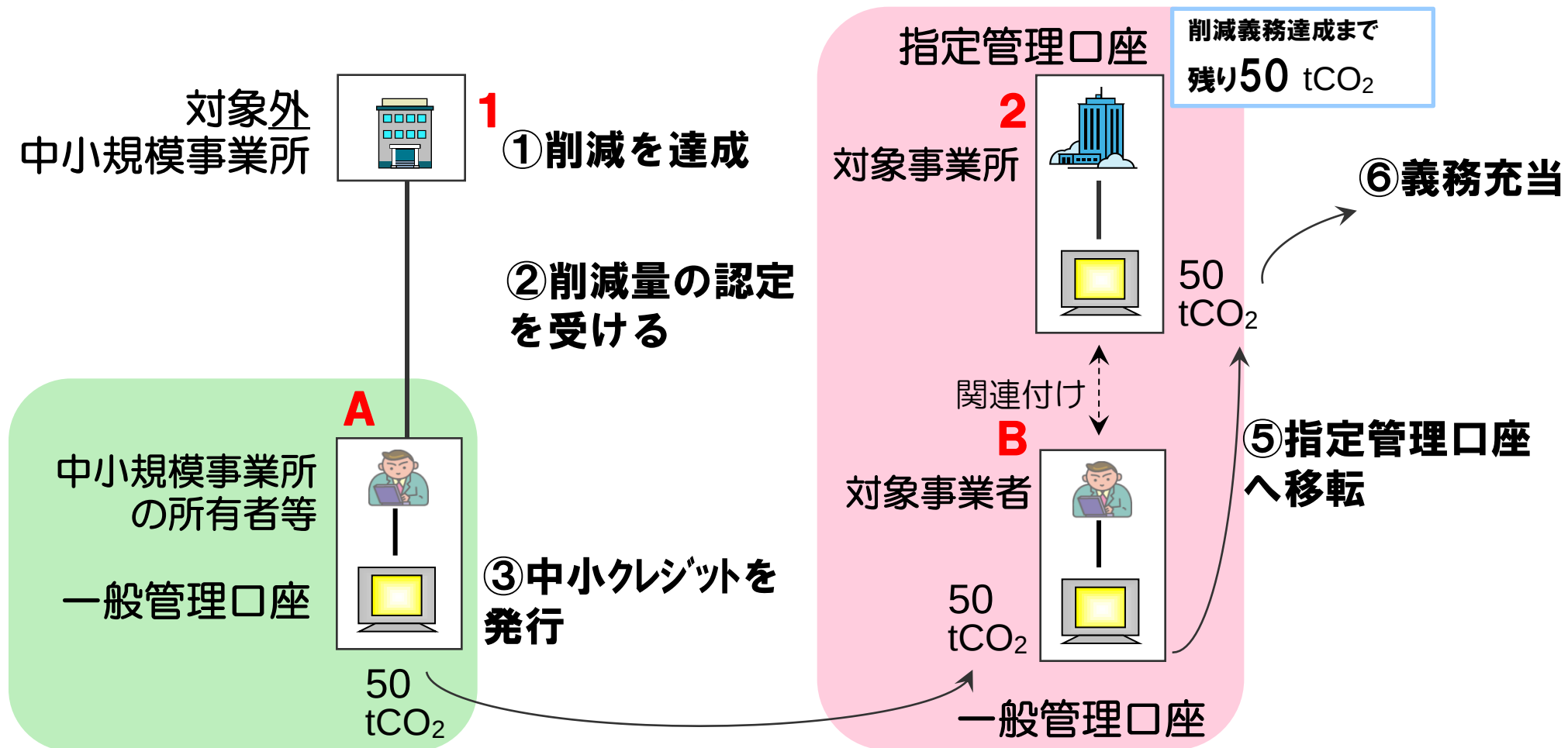
超過削減量の取引の例



④ 対象事業者AとBの間で超過削減量を移転

(対象事業者AとBの間の売買契約等の取り決めによる)

オフセットクレジットの取得



中小クレジットの場合は、中小規模事業所の所有者等の一般管理口座に直接発行される。

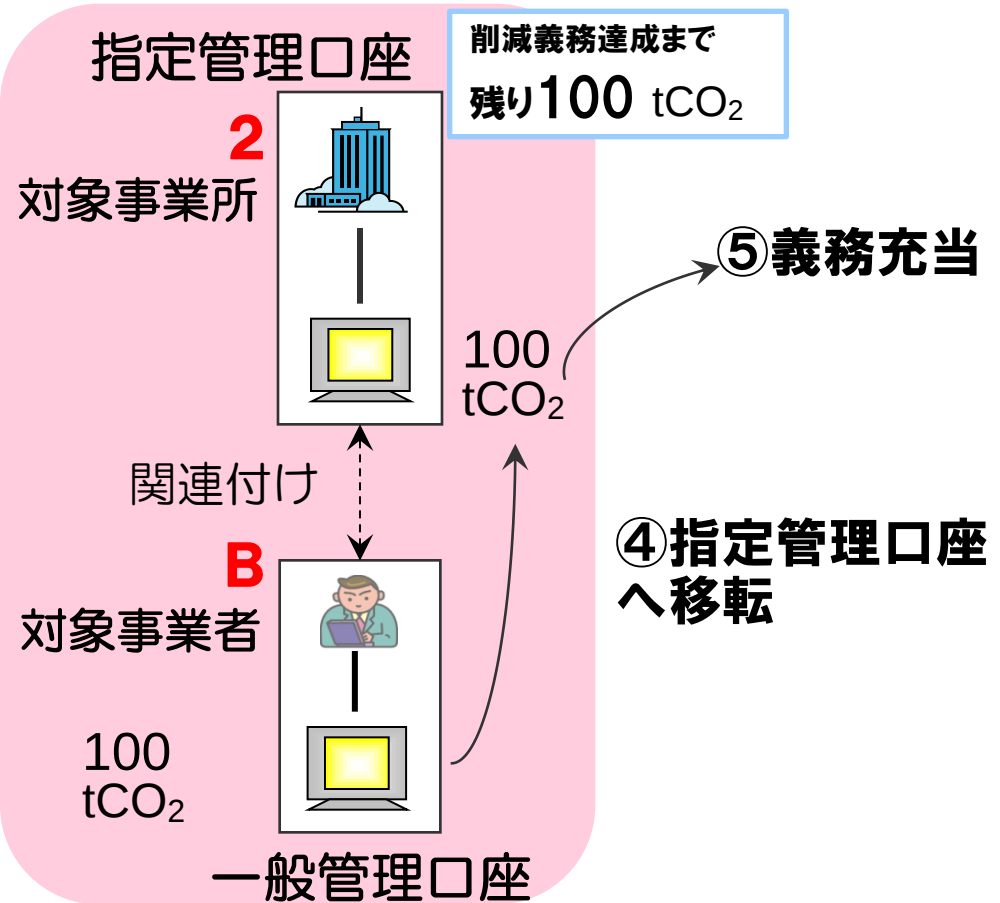
④取引参加者Aと対象事業者Bの間で中小クレジットを移転

オフセットクレジットの取得

① グリーン電力証書を購入



② 電力量の認証を受ける

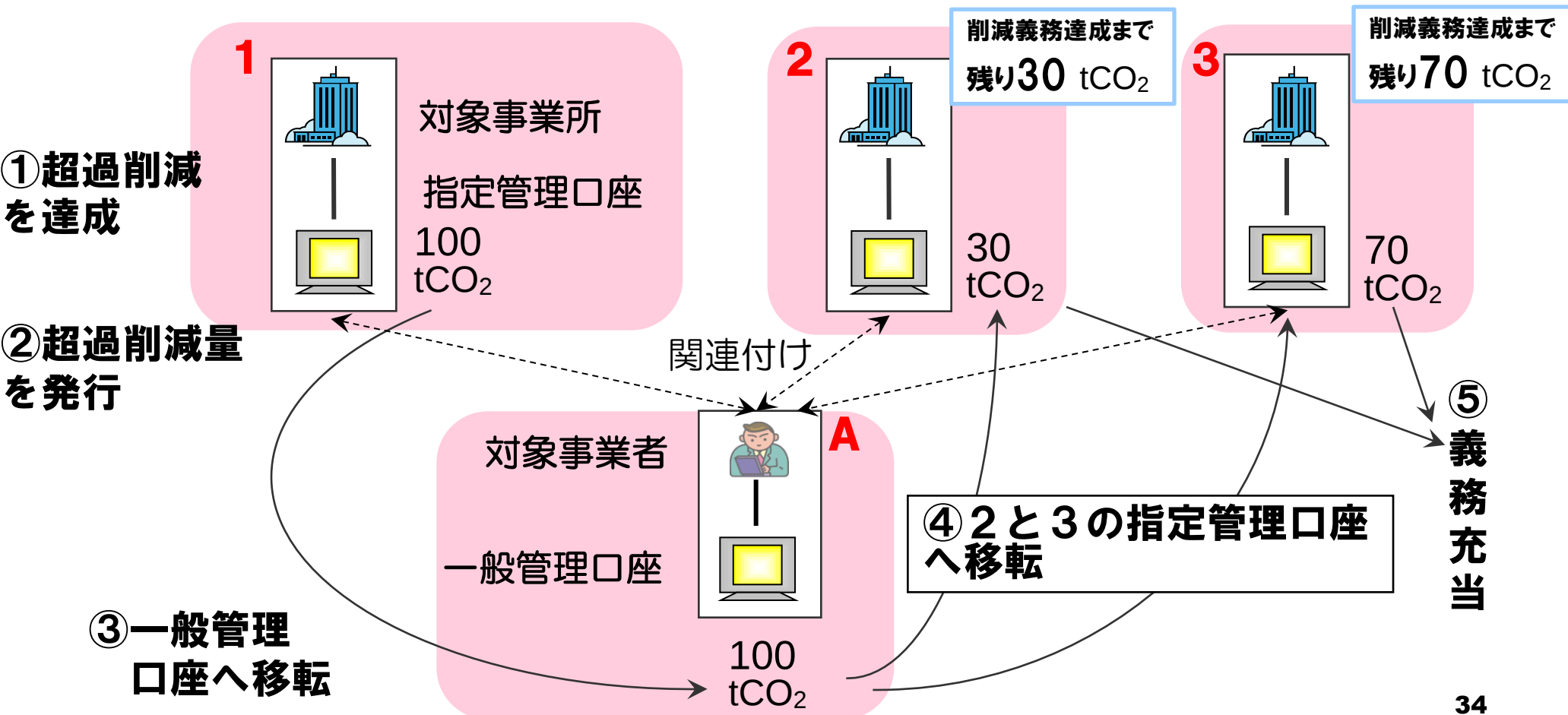


③ 再エネクレジットを発行

再エネクレジットの場合は、対象事業所の所有者の一般管理口座に直接発行される。

複数の事業所の義務者の場合の例

対象事業者Aが対象事業所1、2、3の3つの事業所の義務者になっていて、事業所1は義務を超過達成、事業所2、3はクレジットが必要な場合



2. 排出量取引に係る各種手続

[illegible]

一般管理口座の開設(1)

● 申請者

排出量取引をお考えの方

- ア 指定地球温暖化対策事業者(法人、個人を問わない。)
- イ 法人(外国法人で国内に事務所、営業所等を有しないものを除く)
- ウ 次のいずれかに該当する個人
 - 口座管理者
 - オフセットクレジットの発行を受けることができる者
 - 一般管理口座の口座名義人(個人)について相続があった場合の相続人

※1口座につき1口座名義人に限る。

※指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者が口座を開設する際は、1口座につき13,400円の手数料がかかる。

● 申請書類

一般管理口座開設申請書



平成 年 月 日		
東京都知事 殿	申請者 住所 氏名	
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		
一般管理口座開設申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。		
口座を開設できる者の種類		
口座の開設要件に関する事項		
公表を希望する事項		
開設を希望する口座の数	合計 口座	
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	指定管理番号	合計 口座
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	指定番号	
開設しようとする口座の種別	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。	
添付書類	別紙のとおり	
振替可能削減量の先管理を行う部署等連絡	会社名	公表
	郵便番号	
	住所	公表
	所属名	公表
	担当者名	公表
	電話番号	公表
	FAX番号	公表
Eメール	備考	
※受付欄		

一般管理口座の開設(2)

● 添付書類

全申請者	印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)※
個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できないもの	住民票(発行後6か月以内のもの)
個人のうち、オフセットクレジット発行事業者	オフセットクレジット認定通知書のコピー
個人のうち、相続人	被相続人の戸籍謄本など

※排出量取引に係る申請又は届出が2回目以降で、既に印鑑証明書(原本)を提出している場合は、コピー(6か月以内のもの)でも可。

ただし、印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について直近で提出したものから変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書(原本)を添付すること。

一般管理口座の開設(3)

● 提出物のイメージ

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地)

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者									
口座の開設要件に関する事項									
公表を希望する事項									
開設を希望する口座	合計 口座								
関連付ける希望する指定管理口座等に係る情報	<table border="1"> <tr> <th>指定管理口座番号</th> <th>事業所の名称</th> <th>事業所の所在地</th> <th>指定番号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	指定管理口座番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定番号				
指定管理口座番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定番号						
取付書類	別添のとおり 会社名 郵便番号 住所 所属名 電話番号 FAX番号 Eメール 備考								

※受付欄

①一般管理口座開設申請書

印鑑証明書

印

名 称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

②印鑑証明書(原本)



③申請書の電子データ
(CD-Rやフロッピー)
※USBは不可

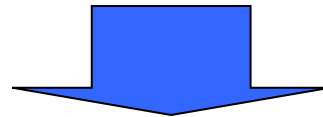
一般管理口座の開設(4)

- 申請期限
ありません。

振替可能削減量の発行、取得又は移転を行うときまでに開設申請を行ってください。
申請書の受理後、口座開設までに時間を要しますので、余裕を持って開設されることをお勧めします。

- 提出方法

窓口への持参又は郵送 ※窓口は事前予約制



申請書の提出後、口座開設手続が完了したら、東京都から「一般管理口座開設通知書」及び口座簿利用者番号(ログインID)を送付

超過削減量の発行(1)

● 申請者

特定地球温暖化対策事業者

- ✓ 一つの申請で複数の指定管理口座の超過削減量をまとめて発行することが可能。
- ✓ 義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ 口座管理者を登録している場合は、口座管理者が申請できる。

● 申請書類

振替可能削減量等発行等申請書



平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

住 所

氏 名

⑧

(法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量等発行等申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第3項、第4項又は第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	管理口座 の 種 類
口 座 に 係 る 指 定 地 球 温 暖 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指定管理口座 に 限 る。)	事 業 所 の 名 称
	事 業 所 の 所 在 地
	指 定 番 号
振 替 可 能 削 減 量 等 係 る 情 報	種 類
	発 行 又 は 振 替 の 数 量
	t (二酸化炭素換算)
	振 替 可 能 削 減 量 (超過削減量を 除く。)の認定 (認 証) 番 号
添 付 書 類	別添のとおりに
振 替 可 能 削 減 量 等 の 連 絡 先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	Eメール
	備考
※受付欄	

超過削減量の発行(2)

- 添付書類

発行情報の公表 を希望する者	振替可能削減量の発行等に係る 情報の公表について※1
□座名義人の 情報に変更が あった者	印鑑証明書(発行後6か月以内の もの)※2

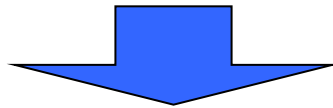
※1 公表を希望した場合は、東京都環境局ホームページに発行情報を公表します。公表様式の提出がない場合は、公表いたしません。

※2 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要。

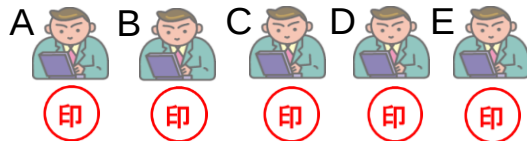
口座管理者による申請

口座管理者とは

- ✓ 口座管理者は、削減義務者に代わって、指定管理口座に係る申請(超過削減量の発行・移転、義務充当の申請など)を行うことができる。
- ✓ 削減義務者の同意があれば、誰でも口座管理者になることができる。
- ✓ 口座管理者の登録申請は削減義務者全員の記名押印が必要。

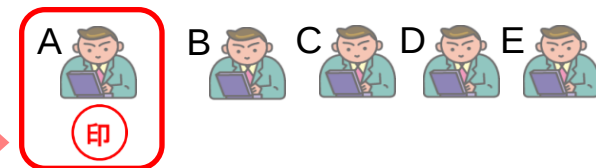


- ・口座管理者の登録後は、単独義務者の場合と同じ手続手順となる。



指定管理口座に係る申請手続は
全ての口座名義人の連名である
必要がある。

口座管理者を登録すると...



口座管理者Aは単独で指定管理
口座に係る申請手続を代行可能

クレジットの振替(1)

● 申請者

振替可能削減量の移転元の口座 名義人

- ✓ 一つの申請で複数の種類の振替可能削減量又は複数の組合せの口座間について、まとめて振替が可能。
- ✓ 指定管理口座について、義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ 指定管理口座について、口座管理者を登録している場合は、口座管理者が申請できる。

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書



平成 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住所 氏名 印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の 記録さ れる 口座 情報	口座番号	管理口座の種類
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座に 限る。)	事業所の 名称
		事業所の 所在地
		指定番号
増加の 記録さ れる 口座 情報	口座番号	管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称 (一般管理口座に限る。)	
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座に 限る。)	事業所の 名称
		事業所の 所在地
振替の理由となった事由		
振替可能削減量に 係る情報	種類	
	振替の数量	t (二酸化炭素換算)
	識別番号	～
1単位当たりの取引金額		円/t (二酸化炭素換算)
添付書類		
振替可能削減量の 管理を行う部署等の連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
備考		
※受付欄		

クレジットの振替(2)

- 添付書類

☐ 座名義人の 情報に変更が あった者	印鑑証明書(発行後6か月以 内のもの)*
個人のうち、印鑑証明書から 氏名及び住所が確認できない もの	住民票(発行後6か月以内のもの)

※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要。

クレジットの振替(3)

● 提出物のイメージ

平成 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住所 氏名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録情報	口座番号	管理口座の種類
	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
増加の記録情報	口座番号	管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
振替の原因となった事由		
振替可能削減量に係る情報	種類	振替の数量
1単位当たりの取引金額	識別番号	円/ト (二酸化炭素換算)
添付書類	別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	
	備考	
※受付欄		

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号

代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。



③ 申請書の電子データ
(CD-Rやフロッピー)
※USBは不可

① 振替可能削減量振替申請書

② 印鑑証明書(必要な場合)

申請様式等の掲載

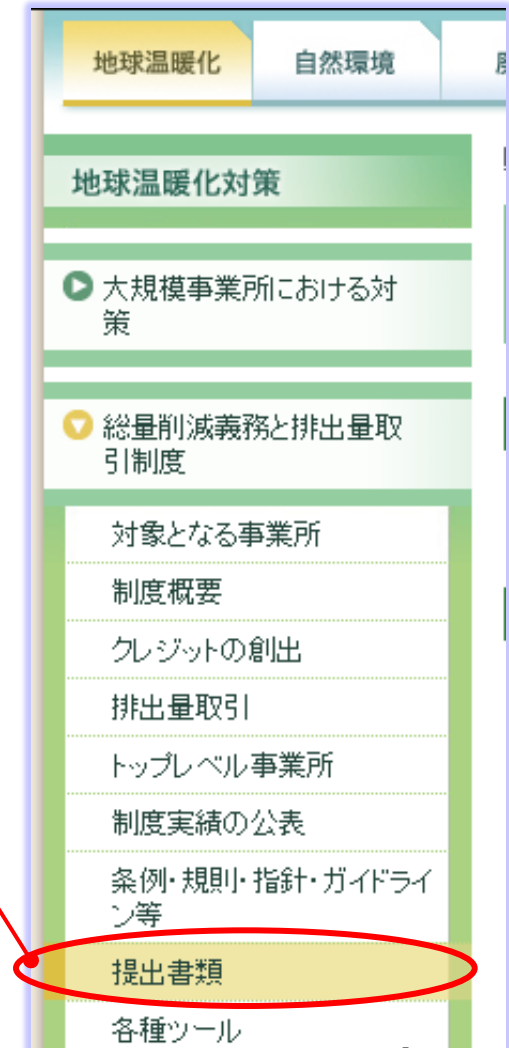
各申請様式については、東京都環境局HPからダウンロードできます。

必要書類及び手続の詳細についても掲載しておりますのでご確認ください。

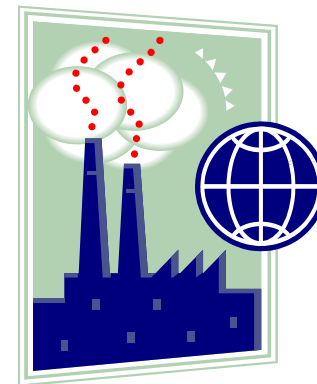
<提出書類>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/index.html

掲載場所の
画面イメージ



3. 第2計画期間に実施が予定されている事項



指定管理口座開設申請の廃止

※施行日：2016年10月1日

- 事業者からの開設申請によらず、知事が指定地球温暖化対策事業所の指定を行う際に、職権で開設 ⇒開設申請を廃止
- 口座簿の閲覧、利用に必要なログインID等の情報は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」により全義務者に通知される。
- 指定地球温暖化対策事業者が変更となった場合、すべての変更後の事業者ログインID等が通知される。
- 2016年10月1日時点で、口座未開設事業者（開設義務のなかった指定地球温暖化対策事業者）に対しては、知事が職権で開設し、ログインID等を通知する。

一般管理口座の更新(1)

● 更新の対象となる一般管理口座

- 指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者以外の者が開設した一般管理口座

(※) オフセットクレジットの発行を受けることができる者、取引参加者(仲介事業者等)、指定取消事業者

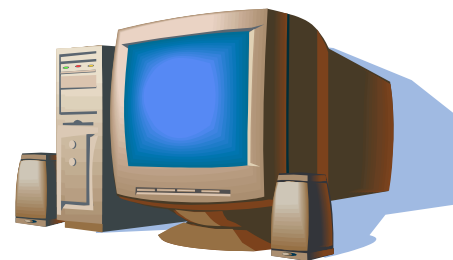
- 指定取消しとなった事業者については、他に指定地球温暖化対策事業所を保有している場合を除き、更新手続の対象となる。

一般管理口座の更新(2)

● 更新手続

- 第2計画期間も継続して口座を利用する意思がある場合、
「一般管理口座更新申請書」を提出
- 更新対象一般管理口座の有効期限：
第1計画期間の整理期間末(2016年9月30日)
- 更新手数料:12,400円
- 手続を行わなかった場合：
2016年9月30日時点で指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者
以外の一般管理口座は廃止、口座に記録されているクレジットは抹消

4. 総量削減義務と排出量取引システムについて



総量削減義務と排出量取引システムとは

- ✓クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム
- ✓インターネットを通じて、Webブラウザ上で操作できる。
- ✓口座開設者は、自らの事業所の義務履行状況のほか、自分が開設した口座に記録されているクレジットの量や取引履歴などを参照できる。
- ✓利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9:00から18:00まで

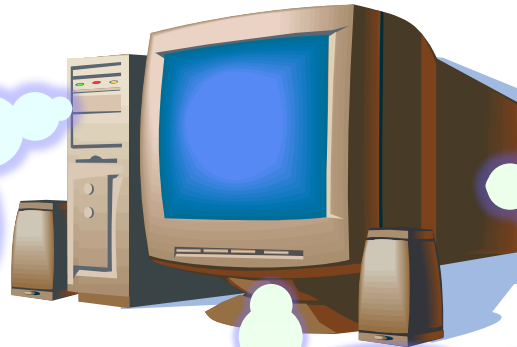
銀行口座のようなイメージ

<取引履歴>

<〇〇会社>

10/1 超過削減量 発行 100t

10/3 都外クレジット 移転 50t



<義務履行状況>

<〇〇ビル>

基準排出量：3,500t

2010年度排出量：3,000t

<クレジットの保有量>

<△△会社>

都内中小クレジット：100t

超過削減量：200t

システムのイメージ

※ 利用料は無料です。

トップページ

ログイン画面

口座が開設されると、東京都からユーザIDとパスワードを記載した通知書が送付される。

ユーザIDとパスワードを紛失した場合は、「口座簿利用者番号通知申請書」の提出により再発行する必要があります。大切に保管してください。

東京都環境局
总量削減義務と排出量取引システム

II 总量削減義務と排出量取引システム - トップページ

■ 总量削減義務と排出量取引システム

总量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する总量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。

» ログイン

» 操作マニュアル

東京都環境局
总量削減義務と排出量取引システム

II ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

ユーザーID	
パスワード	

» ログイン

システムで何ができるか

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

＜指定管理口座＞

- ✓基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

＜指定・一般共通＞

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

＜一般管理口座＞

- ✓移転の実行
- ✓見積受付登録事業者照会の利用

システムで何ができるか

指定管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

<指定管理口座>

✓基準排出量、削減義務率などの参照

✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照

✓義務履行状況の参照

義務履行状況

		削減義務率以外の数値の単位はt-CO ₂						
		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	整理期間 削減義務 期間合計
適用区分			第一義務率	第一義務率	第一義務率	第一義務率	第一義務率	
事業所区分			I-2	I-2	I-2	I-2	I-2	
トップレベル事業所の 認定区分			なし	なし	なし	なし	なし	
決定 及び 予定 の 量	基準排出量		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
	削減義務率		6%	6%	6%	6%	6%	
	排出上限量							47,000
	削減義務量							3,000
実績	特定温室効果ガス 排出量	10,500	11,000	10,000	9,000	8,500	8,000	46,500
	排出削減量		-1,000	0	1,000	1,500	2,000	3,500
	その他ガス削減量の 義務充当量							
	振替可能削減量の							
	取引を加味した 排出削減量							
	超過削減量発行可能量					900	2,300	

超過削減量の発行可能な量が一目でわかる

残りの削減義務期間における排出上限量

2,300 t-CO₂

システムで何ができるか

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

(例)一般管理口座の画面

<指定・一般共通>

✓クレジットの保有量の
参照

✓クレジットの取引履歴の
参照

✓口座開設者情報の参照

■ クレジット情報

クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類	クレジットの種類 (詳細)	クレジット量 (t-002)
130-10000000012345~ 130-19999999912345	再エネクレジット (その他削減量)	特定小水力	1,000

■ 検索結果

10件の取引履歴情報が検索されました。

選択	項番	取引完了日付	申請区分	移転実行状態	取引履歴番号
☐	1	2015/08/01	移転	移転実行待ち	130-9876543210
☐	2	2015/08/03	都から他自治体へ	-	130-9876543211
☐	3	2015/08/15	発行	-	130-9876543212
☐	4	2015/08/20	発行	-	130-9876543213

システムで何ができるか

一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

<一般管理口座>

✓移転の実行

✓見積受付登録事業者
照会

申請書の都審査完了
後、売り手が行う

移転が完了しました。

取引履歴番号 130-2111111119

» 検索結果一覧画面に戻る

» 移転実行

ボタンを押して、移転完了！

一般管理口座から一般管理口座
への移転の場合のみ、「移転実行」
の操作が必要。

都の処理完了日付	2015/08/21
取引完了日付	2015/08/21
取引等の区分	移転
移転実行状態	移転実行待ち
取引履歴番号	130-2111111119

■ 移転元口座情報

口座番号	130-110-400000001-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	株式会社クレジット発行
口座名義人の代表者名（個人氏名）	東京花子
口座名義人の所在地（住所）	東京都江東区豊洲×丁目

■ 移転先口座情報

口座番号	130-110-9876543210-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	クレジット移転株式会社
口座名義人の代表者名（個人氏名）	江戸一郎
口座名義人の所在地（住所）	東京都大田区羽田×丁目

■ クレジット情報

クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類	クレジットの種類 (詳細)	クレジット量 (t-CO2)
0000000012345~ 9999999998765	再エネクレジット（環境価値換算量）	風力	1

» 移転実行

システムで何ができるか

一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

<一般管理口座>

✓移転の実行

✓見積受付登録事業者
照会

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取扱 種別	見積受付事業者 としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先	備考（最大1,000文字） ※連絡先、PR等、ご自由に入力 してください。
☒	購入	希望する	超過削減量 都内中小クレジット 再エネクレジット(環境価値換算量) 再エネクレジット(その他削減量) 都外クレジット 埼玉連携クレジット	担当者: 大江戸花子 TEL: 03-▲▲▲▲- ■■■■ メール: O.Hanako@▲▲.co.jp	お気軽にご相談くださ い。
☐	販売	希望しない			

👉 売り手・買い手を
探すことができる！

この画面で登録した情報がシステム上に公開される。

システムではできないこと

次の機能はシステムには**ない**ため、システムを利用せずに行う。

＜オンライン申請の機能＞



✓口座の開設やクレジットの発行などの申請は、紙の申請書を作成し東京都に提出する。**オンラインでの申請はできない。**

＜決済機能＞



✓システムに記録するのはクレジットに関する情報のみであり、**金銭の受け渡しに関する記録はできない。**

口座簿利用者番号(ユーザID)・暗証番号を紛失した

- システムにログインするためのユーザID、初期暗証番号は「指定(又は一般)管理口座開設通知書」に記載あり
 - 「口座簿利用者番号等通知申請書」により、ユーザIDの通知又は暗証番号の再発行が可能
- ⇒ 指定(又は一般)管理口座開設申請書の「振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先」宛てに郵送
- 初期暗証番号でログインすると、暗証番号の変更が必ず求められる
- ⇒ 変更後、再度暗証番号の変更を行う場合は、一度ログアウトしてから作業を行うこと。その際、初期暗証番号を暗証番号として(再度)設定することは、セキュリティ対策上、推奨しない

登録情報の確認

口座名義人情報・連絡先の 登録情報が最新の 情報になっているか確認

- 口座の連絡先は、「地球温暖化対策計画書」の連絡先とは別に設けられているので、特に注意が必要となる。

東京都環境局
総量削減義務と排出量取引システム
■ 網羅ログイン時刻: 2015/10/29 15:11:18
メニュー ヘルプ ログアウト

■ 口座情報詳細(指定管理口座)

口座情報の詳細は以下のとおりです。

口座番号	130-100-9999-0
管理口座の種類	指定管理口座
口座状態	開設
開設日	2015/10/18
口座情報最終更新日	2015/10/18

■ 指定地球温暖化対策事業所に係る情報

指定番号	0000
事業所の名称	株式会社指定管理
事業所の所在地	新宿区〇〇△丁目〇番地
事業所の状態	特定地球温暖化対策事業所

■ 口座管理者情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公開されます。

指定方法	口座名義人から指定	
法人名称		-
代表者名(個人氏名)		-
所在地(住所)		-

〓 口座名義人表示

■ 特定一般管理口座情報

次の一般管理口座に対し、クレジット等の振替を行うことができます。

現在登録されている特定一般管理口座(クレジット等の振替を行うことのできる一般管理口座)はありません。

■ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公開されます。

会社名(個人氏名)		-
住所		-
所属名		-
担当署名		-
電話番号		-
FAX番号		-
メールアドレス		-

5 関係資料の掲載場所



排出量取引の情報は、東京都環境局HPから

東京都環境局

サイト内検索 検索 文字サイズ: 小さく 標準 大きく

サイトマップ | 都庁総合ホームページ | 窓口・環境局の概要 | 申請・届出 | 条例等 | 審議会等 | 計画・白書等 | データ | 各種資料・映像 | ミックス | English

気候変動 エネルギー 自然環境 廃棄物 自動車 大気・騒音・振動・悪臭 化学物質・土壌汚染 水環境 環境アセスメント 高圧ガス・火業電気 その他

気候変動対策

大規模事業所における対策

制度概要

排出量取引

総量削減義務と排出量取引システム

クレジットの創出

トップレベル事業所

テナント事業者

制度実績の公表

提出書類

説明会・講習会一覧

トップページ > 気候変動対策 > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

排出量取引

ツイート いいね! 0

メールマガジンはこちら →

■ 東京都の排出量取引制度に関するアンケート調査の送付について

■ 排出量取引に関する御案内の送付について

■ 東京都排出量取引セミナー & マッチングフェア2014 配布資料をダウンロードしました

■ 排出量取引入門パンフレット、制度動画

■ 都供給クレジットの販売 New

■ 排出量取引に関する説明資料

■ 簡易義務履行状況確認シート

■ 排出量取引運用ガイドライン

■ 排出量取引の会計・税務処理

動画もご覧いただけます。

一般のお客様

事業者の方

よくあるご質問から探す

<排出量取引>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade.html

排出量取引に関する情報公開について

クレジットの発行量や取引量など、排出量取引に関する情報を東京都環境局HPで公表しています。

＜制度実績の公表＞

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/data.html

に、「排出量取引に係る情報」としてPDFファイルを掲載

[illegible]

気候変動		エネルギー	自
気候変動対策			
▶ 東京グリーンビルレポート 2015			
▶ 省エネ・節電の取組状況			
▼ 大規模事業所における対策			
制度概要			
排出量取引			
総量削減義務と排出量取引システム			
クレジットの創出			
トップレベル事業所			
テナント事業者			
制度実績の公表			
提出書類			

口座情報一覧について

気候変動 エネルギー 自然環境 廃棄物 自動車 大気・騒音・振動・悪臭 化学物質・土壌汚染 水環境 環境アセスメント

気候変動対策

大規模事業所における対策

制度概要
排出量取引
総量削減義務と排出量取引システム
クレジットの創出
トップレベル事業所
テナント事業者
制度実績の公表
提出書類
説明会・講習会一覧
条例・規則・指針・ガイドライン等
省エネ・節電対策・アンケート
よくある質問・回答集
検証機関・検証主任者向け
環境配慮型DC認定制度

トップページ > 気候変動対策 > 大規模事業所における対策 > 総量削減義務と排出量取引システム

総量削減義務と排出量取引システムについて

総量削減義務と排出量取引システムとは？

総量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。
利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9:00から18:00まで

実績、計画、口座一覧等の公表

口座開設者はこちら（ログイン）

新着情報

2013年1月26日
システムの機能が一部追加されました。
「移転実行」をする際に、「第2パスワード」を設定してください。

「第2パスワード」は初め、設定されていません。
設定／変更をクリックし、設定してください。

- ✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座名義人や連絡先の情報を一覧化したもの。
- ✓ 東京都環境局のホームページで閲覧できる。
- ✓ 原則、全ての管理口座について情報を公表する。

（例）指定管理口座情報一覧（PDF）イメージ

130-100-XXX-00 東京都庁 新宿区	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都	東京都新宿区西新宿〇丁目△× 〇〇ビル			
	口座管理者に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都	東京都新宿区西新宿〇丁目△× 〇〇ビル			
130-100-XXX-00 〇〇ビル	振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先				
	氏名又は会社名	所属名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
	東京都	環境局	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX	e-mail@metro.tokyo
	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	△△株式会社		東京都新宿区〇丁目△× 〇〇ビル		

口座番号が分からなくなった場合はここから確認

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、排出量取引に関する相談についてもお受けしています。

- ✓口座の開設、取引に関する申請手続
- ✓クレジットの取引方法
- ✓会計税務の取扱い
- ✓その他排出量取引に関すること

お気軽にご相談ください。

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 **16** 階北側

TEL : 03-5388-3438

FAX : 03-5388-1380

Email : ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp